

中国税務速報

2020年8月19日

1. 国家発展改革委員会 商務部『外商投資奨励産業目録（2020年版）』意見募集公告

2020年3月、国務院は第85回の常務会議の規定により、種々の措置を採択しました。特に外商投資を安定的に促進させるべく『外商投資奨励産業目録』の奨励範囲を拡大し、より様々な外商投資に対し、優遇税制その他優遇政策の適用を目指します。

現行の『外商投資奨励産業目録』は2019年版です。『外商投資法』、『外商投資法実施条例』に基づいて国が制定したもので、国民経済の発展の必要性に合わせて、外国人投資家の投資を奨励・誘導する具体的な産業、分野、地域を列挙しています。

3月以降、国家発展改革委員会と商務部は地方自治体、関係部門、経済団体、企業などとの広範な協議に基づき、「外国投資奨励産業目録（2020年版）」（パブリックコメント案）を策定しました。

2020年版を全体的に見ますと、条項を削減させることなく、ただ増加させています。具体的には、2019版と比較し、125条項が追加され、76条項が改訂されました（主に元の条項の範囲の拡大に関する改訂）。このうち、「全国外商投資奨励産業目録（以下、全国目録と略称します）」では、56条項が追加され、40条項が改訂されました。改訂された主な内容は以下の通りです

- (1) 外国投資が製造業の質の高い発展のために参加することをさらに奨励する
全国目録には、原材料、部品、最終製品の製造などの項目を追加・拡大します。
- (2) 生産性の高いサービス産業への外国投資をさらに奨励する
全国目録には、研究開発・設計、ビジネスサービス、先進物流、情報サービスなどを追加または拡張します。
- (3) 中西部地域への外国投資をさらに奨励する

2020年7月31日、国家発展改革委員会と商務部は、国民が意見募集案についてフィードバックを提出できることを通知し、その期限を2020年8月30日までとしています。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202007/20200702988205.shtml>

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/202007/20200731141703586.pdf>

2. 一部納税者の所得税源泉徴収方法について

雇用・就職安定をより一層支援するべく、個人所得税の源泉徴収段階の新入社員の税負担を軽減するため、国家税務総局は、年の途中で初めて賃金・給与を取得する場合の所得税源泉徴収に関する調整事項を以下の通り公布しました。

- (1) 課税年度に最初に賃金・給与を取得する居住者に対し、源泉徴収義務者が所得税を源泉徴収する場合、5,000元/月に取得する当月までの月数を乗じて累計控除額を計算することができます。
- (2) 全日制の学校教育を受けている学生がインターンシップにより労働報酬を取得している場合、源泉徴収義務者は個人所得税の源泉徴収の際、「個人所得税源泉徴収申告管理弁法（試行）公告」（2018年第61号）の規定により、累計源泉徴収方式により個人所得税を計算・源泉徴収することができます。
- (3) 本公告の規定により、上述の規定に従い個人所得税を源泉徴収し、予納することができる納税者は、速やかに申告し、関連資料や承認書の真実性、正確性及び完全性について責任を負わなければなりません。加えて、関連資料や承認書については、納税者及び源泉徴収者は審査のため保存しなければなりません。

- (4) 本公告において賃金・給与から収入を得た居住者個人とは、課税年度の最初の月から就労時まで、賃金や給与から収入を得ていない、もしくは累計源泉徴収法による個人所得税を納付していないものを指します。

本公告は 2020 年 7 月 1 日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5154948/content.html>

3. 国家税務総局『資源税徴収管理に関する公告（意見募集稿）』公開意見募集

2020 年 9 月 1 日に中華人民共和国の資源税法が正式に施行されます。資源税法の施行、資源税の徴収・管理の標準化、税務サービスの最適化を図るため、国家税務総局は『資源税徴収管理に関する公告（意見募集稿）』（以下は『公告』と略称）を作成し、2020 年 7 月 9 日より一般公衆に意見を募集しました。

公告において、以下の内容を明確にしています。

(1) 課税製品の販売額又は販売数量の控除方法

- ◇ 納税者が外部から購入した鉱石と自ら採掘した鉱石を混合して販売する場合、もしくは外部から購入した鉱物製品と自らの鉱物製品を混合して販売する場合
➡ 直接単独で購入した鉱石または鉱物製品の金額・数量
- ◇ 納税者が外部から購入した鉱石及び自ら採掘した鉱石を混合・加工して、鉱物製品として販売する場合
➡ 以下の方法で控除します。

控除可能な外部購入製品購入金額（数量）

$$= \text{外部で購入した鉱石購入金額（数量）} \times \frac{\text{本地区鉱石適用税率}}{\text{本地区鉱物製品適用税率}}$$

- ◇ 上記の方法で控除できない場合、主管税務機関が決定したその他の合理的な方法で控除します。

(2) 納税者が資源税優遇税制を適用するための手続

- ◇ 納税者は「自己判断、適用申請、審査のための関連資料の保存」により資源税優遇税制を適用できます。
- ◇ 納税者は提出資料の真実性及び合法性に対し法的責任を負うこととなります。

また、公告は新たに『資源税納税申告表』、『資源税納税申告表別表』を公布し、詳細な記入方法を説明しています。

2020 年 8 月 7 日までは、国家税務総局ホームページの右側の「意見募集」システムを利用し、或いは書面により、国家税務総局へ提案することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5154302/content.html>

4. 国家税務総局 長江デルタ区域の一体的発展の更なる支援措置に関する通知

国家税務総局は 2020 年 7 月 31 日『長江デルタ区域の一体的発展の更なる支援措置に関する通知』を公布し、去年公布した 16 項目の税収サービス措置に基づき、長江デルタ区域の一体化発展を更に支援するために 10 項目の徴収管理サービス措置を公布しました。当該通知は、長江デルタ区域の税の管理一体化及び税務処理の円滑化改革の内容を豊富にするもので、「16+10」の支援体系になりました。

当該 10 項目の税収徴収管理措置の主な内容は以下の通りです。

- (1) 税収に関するビッグデータサービス能力を高め、長江デルタ地域における税収データの共有を推進し、サービス共同体・徴収管理共同体・情報共同体を積極的に構築します。
- (2) 増値税電子領収書の普及をさらに推進し、長江デルタ区域における一部の都市を最初の増値税専用發票電子化試行範囲に含めます。



- (3) 「五税合一」総合申告を普及し、都市土地使用税、不動産税、印紙税（1件ごとに申告する場合を除く）、土地増値税の4税目をまとめて四半期ごとに申告することとします。これによって、納税者は上記4税目及び企業所得税を申告する際、「1申告表、1回申告、1回納付、1証憑」が実現されることとなります。
- (4) 税務申告の事前記入サービスを推進します。小規模増値税納税者が電子税務局を通じ申告する際に、システムで自動的に事前に入力されたデータを出力することで、一回で様々な税項目の申告を完了することができます。
- (5) 増値税即時納付・即時還付の手続を簡素化し、条件に合致している納税者がソフトウェア製品など11項目の増値税の即時納付・即時還付手続を実施する場合の、提出資料を簡略化し、手続を簡略にします。
- (6) 土地増値税免税優遇政策に関して、適格納税者の増値税免税事項実施手続の簡素化を促進する。
- (7) 納税者のニーズに応えるため、サービス貿易等に係る外国為替決済の円滑化を推進するとともに、サービス貿易等に係る外国為替決済の電子申告に基づく銀行との申告情報の同期化を推進する。
- (8) 税リスクの全体管理を推進し、データリソースを利用して長江デルタにおける税に関するリスク情報とリスクモデルの共有を実現する。
- (9) 長江デルタ地域における税法、規則、規則、規範文書等の税務政策実施基準の標準化、統一化を推進し、長江デルタ地域における税務政策実施基準の統一化を検討、調整する。
- (10) 長江デルタの統一的な行政処罰基準と一括処理事項リストをリンクさせ、長江デルタ地域の統一的な税務に関する執行リスト制度を構築する。

本通知は、上記10項目は国家税務総局上海市税務局が主導し、江蘇、浙江、寧波、安徽省（市）税務局共同で実行していくことを明確にしました。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/04/content_5532277.htm

5. 国務院「中小企業への代金支払保障条例」を公布

中小企業の合法的な権利と利益を保護し、機関・事業単位・大型企業の誠実を促進し、ビジネス環境の最適化を目的として、国務院は2020年7月5日「中小企業への代金支払保障条例」（以下は『条例』と略称します）を公布しました。条例は2020年9月1日より施行されます。要点は以下の通りです。

(1) 適用範囲

機関・事業単位・大型企業は中小企業から貨物、工事、サービスの購入した場合で、代金を支払う際、本条例を遵守しなければならない。

(2) 注意事項

中小企業は機関・事業単位・大型企業と契約を締結する際、自ら相手に自らが中小企業であることを通知しなければならない。

◇ 本条例における中小企業とは、中華人民共和国国内に法により設立され、国務院が承認した中小企業区分標準に基づき決定された中型企業及び零細企業を指す。

◇ 本条例における大型企業とは、中小企業以外の企業を指す。

(3) 支払期限

◇ 機関・事業単位

中小企業から貨物、工事、サービスを購入する場合、貨物・工事・サービスの受取日を起算として30日以内に支払わなければならない。契約で別段の定めをする場合であっても、支払期限は最長60日を超えてはならない。

◇ 大型企業

中小企業から貨物、工事、サービスを購入する場合、業界規範及び取引慣習に基づき合理的な支払期限と金額を約定し、適時に支払わなければならない。

(4) 支払方式

機関・事業単位・大型企業は、手形支払等の非現金の支払方式をもって中小企業に強制して受け取ることを、または支払期限を延長することをしてはならない。

(5) 利息

機関・事業単位・大型企業が中小企業への支払いを遅延した場合、遅延利息を支払わなければならない。双方が遅延利息について合意する場合であっても、その利率は契約締結時の1年内の貸付金市場の利率を下回ってはならない。双方が遅延利息について合意していない場合は、日率10,000分の5の利率で利息を支払うものとする。

(6) 遅延未払金の処理

機関・事業単位・大型企業は中小企業に対し、支払を遅延している契約書の数量及び金額等の情報を年次報告書に記入することとし、企業信用情報公示システムで公示しなければならない。

(7) 罰則

機関・事業単位・大型企業が中小企業への支払義務を適時に履行せず、状況が深刻である場合、法の定めるところにより処罰される。

中小企業への支払いを拒否・遅延した機関・事業単位・大型企業に対しては、オフィス事務所、経費手配等、必要な制限的措置が講じられる。

(8) 中小企業融資サポート

中小企業が売掛金を担保にすることで融資を受けられることを支援する。機関・事業単位・大型企業は中小企業の、債務債権確認依頼の提出日からの30以内に、債務債権関係を確認するとともに、中小企業融資を支援しなければならない。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/14/content_5526768.htm